

事務連絡
令和2年4月16日

各都道府県・指定都市
精神保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課

精神科医療機関における虐待が疑われる事案の把握に関する調査について（依頼）

平素より精神保健福祉行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

精神障害者に対する人権を尊重しつつ、適切な医療を行うことは、精神障害者の福祉の増進等の観点から重要であります。今般、精神科病院による虐待が疑われる事案が兵庫県神戸市において発生し、「精神科医療機関に対する周知依頼について（令和2年3月11日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長事務連絡）」により周知依頼を行ったところですが、今回の事案を契機として、下記の調査に協力いただきますようお願い致します。

なお、当該調査結果も踏まえつつ、今後、各地方自治体において虐待が疑われる事案の適切な把握が可能となるよう、厚生労働省において更なる対応方針を示していく予定であることを申し添えます。

記

精神科医療機関において虐待が疑われる事案及び虐待防止等の人権擁護につながり得る精神科医療機関における取組事例を全国的に把握し、今後の精神保健医療福祉施策の充実につなげることを目的として、以下の調査に協力いただきたいこと。

なお、現時点では当該調査結果を公表することは想定しておらず、公表が必要となった場合には、改めて公表方法や内容等を確認することを検討。

1. 調査対象

行政が把握する又は報道で取り上げられた、以下の事案及び事例が対象

- ①過去5年間（平成27年度～令和元年度）の精神科医療機関における虐待事案
- ②精神科医療機関における虐待防止等の取組事例（虐待事案の有無は不問）

2. 調査内容

- ①発生年月日、医療機関（名称・所在地）、事案把握の契機、患者属性（年齢・性別、疾患の状況等、入院形態）、虐待の態様（種別、内容、動機）、虐待を行った者の属性（年齢・性別・職種等）、行政の対応状況、当該医療機関が実施した改善措置の内容、事案の顛末・被害患者への対応 等
- ②医療機関（名称・所在地）、医療機関の対応状況、当該医療機関に対する行政の関わり 等

3. 回答方法・提出期限

上記調査内容に関して、別添エクセルファイル（様式1・様式2）に記入し、事案及び事例に関する提供可能な資料があれば、当該資料を添付の上、令和2年5月8日（金）までに厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課精神医療係宛提出

担当者

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
精神・障害保健課 精神医療係

三好、三浦

TEL 03-5253-1111（内線 3054）

E-mail : seishiniryoku26@mhlw.go.jp

様式1:精神科医療機関において虐待が疑われた事案調査

都道府県・ 政令指定 都市名	発生年月日	医療機関		事案把握の契機	患者属性			虐待の態様			虐待を行った者の属性 (年齢、性別、職種等)	行政の対応状況	当該医療機関が実施した 改善措置の内容	事案の顛末 被害患者への対応	自由記述
		名称	所在地		年齢・性別	疾患の状況等	入院形態	種別	具体的な内容	動機					
(記入例) ●県	平成●年●月 令和●年●月	医療法人 ●●病院	●市●区	虐待を行った者が別の刑事 事件で逮捕された際に発覚 ※令和●年●月●日逮捕 同年●月●日再逮捕	●～●歳代 男性患者●名	統合失調症な ど重度の精神 疾患	医療保護入院	監禁 暴行 わいせつ 行為	ベッドに監禁 男性患者同士口づけ強要 トイレで放水 頭に粘着テープを何重にも巻き 付け等	患者のリアクションが面白 かったため	●歳代男性看護助手● 名 ●～●歳代男性看護師 ●名	令和●年●月●日 臨時実地指導	●●を対応中	刑事事件として捜査中	

※上記記入例についてはあくまで参考であり、刑事事件に限らず幅広く記載

様式2:精神科医療機関における虐待防止等の取組事例調査

都道府県・ 政令指定 都市名	医療機関		当該医療機関の 取組状況(注1)	当該医療機関に 対する行政の関わり(注2)	自由記述
	名称	所在地			
(記入例) ●県	医療法人 ●●病院	●市●区	第三者委員会の設置	第三者委員会への参加	

※上記記入例についてはあくまで参考

(注1) 投書箱及び行動制限最小化委員会以外の取組を記載すること

(注2) 実地指導以外での関わりを記載すること

事 務 連 絡
令和2年3月11日

各都道府県・指定都市
精神保健福祉主管部（局）長

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神・障害保健課長

精神科医療機関に対する周知依頼について

平素より、精神保健福祉行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般、精神科病院による虐待が疑われる事案が兵庫県神戸市において発生したところですが、同事案については、事実関係の確認が行われているところですが、いずれにしましても、精神障害者に対する人権を尊重しつつ、適切な医療を行うことは、精神障害者の福祉の増進等の観点から重要であります。

つきましては、貴下管内の精神科医療機関に対して、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第37条第1項に基づく厚生労働大臣が定める基準や障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）第31条に基づく職員に対する研修の実施及び普及啓発等を講じることについて周知を図っていただくようお願い致します。